

津山市立保育所型認定こども園運営委託に係る
プロポーザルのガイドライン
(久米こども園版)

津山市こども保健部

平成28年7月

I. ガイドラインの位置付け

1. ガイドラインの性格

このガイドラインは、津山市が市立保育所型認定こども園の運営の委託を行う際の基本となるルール、基準を示すもので、運営委託を実施するための基本的な指針となるものです。

運営委託対象施設においては、このガイドラインを基本として、保護者の意見・要望を伺いながら、委託事業を実施していきます。

2. ガイドラインの適用

このガイドラインは、津山市立久米保育所（以下「久米保育所」という。）から移行し、平成29年度からの5年間の運営委託を計画している保育所型認定こども園「津山市立久米こども園」（以下「久米こども園」という。）について適用します。

なお、久米保育所は、プロポーザルによる事業者選定を経て、平成21年度から本年度末まで社会福祉法人に運営委託中であり、保育所型認定こども園に移行した後も適切かつ円滑な運営を行うことのできる事業者をプロポーザルにより改めて選定することとします。

II. 運営委託を実施するに当たっての基本的な視点

①幼児期の教育・保育の「質」の確保

運営委託に当たっては、利便的なサービスの拡大以上に子どもの最善の利益が優先されていること、また、国の保育所保育指針に示されている、子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの1日の生活や発達過程を見通した組織的・計画的な保育を実施していることを前提に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、津山市における就学前教育・保育カリキュラム等を踏まえた教育・保育の一体的な提供が可能であることなど、教育・保育の「質」の確保を重要視します。

②情報公開と利用者が安心できる説明と意見聴取

運営委託について、計画の早期の情報公開、委託の条件などについての意見聴取などを十分に行い、利用者の理解を得ながら進めます。

③適正な事業者選定

運営委託の事業者決定に際しては、事業者の変更によって施設の運営や保育の質の安定性・継続性が損なわれないよう、事業者選定は慎重に行います。その際、公正な選定基準の設定、選定基準の骨子や選定方法の公開のほか、選定委員会を設置して学識経験者や現場経験者の視点を入れるなどの取組を実施します。

④子ども・保護者への影響を最小限にする努力

保育所型認定こども園は子どもにとって第二の家庭であり、慣れ親しんだ保育士等の職員が入れ替わることは、大きな負担になります。また、保護者や事業者にとっても安定した継続的な保育が中断するということになります。こういった影響を最小限に抑える努力と配慮を行います。

⑤委託後のチェック体制の確立

運営委託後の保育の実施状況について評価する仕組みの導入や、津山市・保護者・事業者の三者での意見交換の場を設けるなど、委託後のチェック体制の確立を図ります。

Ⅲ. 運営委託ガイドライン

1. 運営委託の方法

平成15年、地方自治法の改正により公の施設の管理運営について、これまでの管理委託制度に代わり指定管理者制度が導入されました。（地方自治法第244条の2条第3項）

この指定管理者制度は、民間事業者でも施設管理ができることとしており、民間経営の発想やノウハウの導入によって、施設の効用を最大限に発揮させ、住民サービスの向上や行政コストの縮減などが期待されているものです。

しかし、保育所型認定こども園の運營業務は、一般的な住民サービスの提供ではなく「教育・保育の実施」であること、また、児童が安全・安心に過ごせる環境を市が責任をもって確保する必要があることなどから、施設管理も含めた全般的な委託を行う指定管理者制度にはなじまないと考えます。そのため、平成13年3月30日付け、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「地方公共団体が設置する保育所に関する委託について」及び平成15年8月29日付け、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等通知「社会福祉施設における指定管理者制度の活用について」（以下「保育所の委託等に関する通知」という。）に基づき、指定管理者制度ではなく、**運營業務委託方式**とします。

2. 運営主体

認定こども園の委託に関する国の取扱いでは、保育所型認定こども園は、広くNPOや株式会社等の民間主体への委託も可能とされています。しかし、これらの運営主体については、保育所型認定こども園の運営に関する実例が少なく、実績評価が困難と考えます。

津山市では、これまで私立の認可保育所の設立・運営支援を行い、現在、通常保育のほか、各種の特別保育事業等にも私立保育所を中心に積極的に取り組んでいます。また、津山市との緊密な連携の下で地域に密着した教育・保育を継続するためには、地域事情に精

通した事業者の確保が必要です。これらの状況に鑑み、募集対象の運営主体は、**津山市内の保育所や幼稚園の運営実績のある社会福祉法人又は学校法人**とします。

ただし、適格な事業者がないと認められる場合は、募集範囲を岡山県内の保育所や幼稚園の運営実績のある社会福祉法人又は学校法人まで拡大します。

3. 事業者の公募

事業者の選定に当たっては、公正を期すとともに、久米こども園における教育・保育の質及び運営の向上に高い意欲を有する事業者を選定するため、**公募型プロポーザル方式**とします。

また、該当するすべての事業者に公募情報が届くよう、募集関係資料の配付及び市ホームページへの掲載を行い、事業者が余裕をもって応募できるようにするため4週間程度の応募期間を確保します。

なお、プロポーザルへの参加を希望する事業者は、所定の様式による参加表明を行うとともに、応募申請書類一式を市に提出することとします。

4. 委託法人の選定

(1) 選定の基準及び方法

久米こども園は、久米保育所から保育所型認定こども園に移行して設置することとなるため、市立保育所の保育水準を満たすことを前提とし、さらに、保育所型認定こども園として必要とされる教育・保育の質を確保・向上できる優良な事業者を選定することを原則とします。そのため、事業者の継続性や安定性とともに、保育所型認定こども園運営上の内容（教育・保育の質）を中心とした選定基準に基づいて応募申請書類及び応募事業者のプレゼンテーション内容を審査し、各評価者の評価点の合計が最低基準（満点（「100点×評価者数」）の6割）以上である事業者のうち、最も評価得点の高いものを候補事業者（優先交渉権者）として選定します。

また、応募が1事業者であった場合においても、評価得点の合計が最低基準以上であるときは候補事業者としますが、審査の結果、適格な候補事業者がいないとき又は応募者がいないときは、条件を変更した上で再募集を行うことがあります。

なお、再募集することとなった場合は、選定スケジュールを適宜修正し、保育の継続に支障を来さないよう適切に対応します。

また、選定に当たっては、以下の点を重視します。

①児童福祉又は幼児教育の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。

経営責任者等と面接（ヒアリング等）を行い、経営理念や法人運営の透明性等の経営体質を確認します。

②子ども本来の発達・成長を重視し、子どもを中心とした良い保育を実施していること。

事業者が行っている保育を調査し、日々の保育状況を把握できる資料を確認します。
③職員配置が適正になされること。

委託施設に配置される事業者職員の人数や年齢・経験年数などを確認するとともに、
職員の雇用形態・定着の度合い等を確認します。

④職員の人材育成や運営に職員参加がなされていること。

研修や職員会議等に関する記録・実績を確認します。

その他、「障害児保育の実績」「食物アレルギー児への対応」「地域子育て支援の実績」
等も選定の基準とします。

(2) 選定組織

事業者の選定に当たっては、学識経験者や保育現場経験者等の専門家を含めた津山市立
久米こども園民間委託事業者選定委員会を設置し、同委員会委員が評価者として応募内容
を各自評価・採点します。

(3) 選定スケジュール

選定までのスケジュールは、次のとおり予定しています。

| | |
|-----------------|------------------|
| プロポーザル実施要領公表 | 7月22日(金) |
| 現地説明会 | 8月1日(月) |
| 参加表明・応募 | 8月15日(月)～9月8日(木) |
| プレゼンテーション・ヒアリング | 9月26日(月)(予定) |
| 事業者選定、応募者への結果通知 | 10月初旬 |

(4) 決定事業者名などの発表

決定した委託事業者名及び選考結果は、決定後速やかに市ホームページ等で公表します。

5. 委託に際しての条件

(1) 保育所型認定こども園の運営に関すること

- ①委託事業者自らが、当該保育所型認定こども園を運営すること。
- ②施設は、保育所型認定こども園の運営以外に使用しないこと。
- ③保育所型認定こども園の運営に当たっては、保育所型認定こども園の最低基準、関係
法令、通知等を遵守すること。

(2) 教育・保育内容等に関すること

- ①保育内容については、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)を基
本として保育課程・指導計画を作成実施すること。また、保育所型認定こども園とし

- て、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた教育・保育を実施すること。
- ②開園時間は、午前7時から午後6時までの11時間とする。ただし、延長保育事業の実施により、午後7時まで開園すること。
 - ③入園児童の受入れは、2号認定及び3号認定子どもについては、おおむね生後2か月からとし、乳児保育（0歳児保育）に積極的に取り組むこと。また、1号認定子どもについては、3歳（当該年度中に満3歳に達するものを除く。）からとし、幼稚園型一時預かり事業を実施すること。
 - ④休園日は日曜日、祝日、年末年始（12月31日から1月3日）とすること。ただし、上記以外の日をやむなく休園日にする場合は、あらかじめ保護者に説明の上、理解を得ておくこと。

（3）保育内容等の継続に関すること

- ①現在実施している地域子ども・子育て支援事業及び特別保育を継続実施すること。
- ②給食調理は、委託事業者自らが所内調理室で行うこととし、アレルギー食への対応を行うこと。
- ③給食においては、現行の主食の提供を維持するとともに、地場産食材の積極的使用に努め、食育を考えた給食の提供を行うこと。
- ④入園時の健康診断、年2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を実施すること。
- ⑤入園児童の保護者負担額（保護者会費、諸費等）は現行どおりとすること。ただし、新たなサービスの対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。
- ⑥通常保育及び特別保育以外の行事等で、津山市が定めるもの以外の行事等についても、可能な限り継続実施に努めること。

（4）その他の事項に関すること

- ①保育所型認定こども園の運営に当たっては、保護者に誠意を持って対応すること。
- ②私的契約児を入園させないこと。
- ③入園の決定、定員の決定は津山市が行うものであること。
- ④保育所型認定こども園の運営を委託する事業者（以下「新事業者」という。）が現在の久米保育所の委託事業者（以下「現事業者」という。）から変更となった場合で、現事業者が雇用している職員が新事業者での雇用を希望するときは、可能な限り新事業者において雇用に努めること。
- ⑤現在久米保育所で実施している行事等について、委託する保育所型認定こども園で追加、変更又は廃止する場合は、保護者・事業者・市で協議すること。
- ⑥現在久米保育所で使用している制服・カバン等を変更しようとするときは、事前に保

護者に説明し、猶予期間を設けるなど保護者の負担の軽減に努めること。

6. 円滑な引継ぎ

(1) 保護者・事業者・市の三者による話合いの場の設置

事業者の変更の有無にかかわらず、委託事業者の決定後、速やかに保護者・事業者・津山市の三者による話合いの場を設置します。

(2) 委託準備期間と移行計画の策定

事業者が変更となった場合は、運営委託のための準備期間として5か月程度を確保し、円滑な移行が行われるよう移行計画を立てます。

(3) 合同保育の実施

事業者が変更となった場合は、運営委託のための準備期間中に現事業者と新事業者の双方の職員が合同で保育に当たる期間を設け、当該期間中に個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かな対応をしながら引継ぎを行います。

なお、合同保育の期間は1～4か月とし、その期間については保護者・事業者・津山市で協議の上決定します。

7. 委託後のチェック体制

(1) 保護者・委託事業者・津山市の三者による話合いの場の設置

運営委託後についても、保護者・委託事業者・津山市との三者による話合いの場を必要に応じて設置します。

また、保護者と委託事業者において問題が発生した場合は、津山市が解決に向けて努力します。

(2) 苦情解決の仕組み

苦情解決の仕組みとして、中立・公正な第三者の立場からの助言を行う「第三者委員会」の設置を委託事業者に義務付けます。

(3) 教育・保育内容の評価など

津山市は、委託事業者による教育・保育内容を逐次確認するとともに、保護者アンケート等を実施し、委託事業者の運営状況进行评估します。

また、福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を委託事業者に義務付け、第三者の視点による委託業務の運営状況等の評価も行います。なお、この評価はインターネットなどで広く公開するなどし、情報の開示に努めていきます。